

第2期 庄原市行政経営改革大綱



平成26年5月
庄原市企画課

目 次

はじめに	1
I 基本的事項	
1. 趣旨	2
2. 基本方針	2
3. 取り組み項目の設定視点	2
4. 自治体経営と行政経営改革	4
5. 目標	5
6. 対象期間	5
II 第1期行政経営改革の点検	
1. 第1期行政経営改革の実績と成果	6
2. 本市の財政状況の推移	8
3. 第2期行政経営改革の項目設定	9
III 策定体制と市民意見の反映	
1. 庁内検討会議等	12
2. 庄原市行政経営改革審議会の設置	13
3. 市民アンケートの実施	15
4. パブリックコメントの実施	15
IV 項目別改革方針	
1. 行政評価の推進	16
2. 行政組織の再編整備	18
3. 職員数の適正化	20
4. 人材育成の推進	22
5. 人事評価制度の導入	24
6. 安定的な財政運営	
6-1. 総括的事項	26
6-2. 歳入の確保	28
6-3. 補助金・負担金の見直し	30
7. 公有財産の最適管理【ファシリティマネジメント】	
7-1. 総括的事項	32
7-2. 指定管理施設の最適運営	34
8. 生活交通施策の見直し	36
9. 事務処理の簡素化・効率化	38
10. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進	
10-1. 基本条例の実践	40
10-2. 適切な情報提供	42
10-3. 市民の参画機会の拡大	43
10-4. 自治振興区との協働	44

はじめに

本市は、平成17年3月31日に最大の行政改革ともいえる市町村合併を実現するとともに、平成18年3月には「第1期・行政経営改革大綱」を策定し、市民の皆さんから合併効果として大きな期待が寄せられた「財政の健全化とサービスの向上」を進めるため、職員数の削減、使用料基準の統一、指定管理者制度の積極的な導入、保育所・小中学校の適正配置、さらには、人材育成基本方針の策定やまちづくり基本条例の制定など、多様な取り組みを継続してまいりました。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は絶えず変化・変動しており、行政経営改革に終わりはありません。

加えて、合併特例措置の段階的縮減による普通交付税の減額が目前に迫っており、将来を見据えた持続的かつ安定的な行政運営、まちづくり基本条例に掲げる「市民が主役のまちづくり」を推進するためには、さらなる制度改革や意識改革が求められています。

このたび策定しました「第2期・行政経営改革大綱」は、財政健全化や合理化のみを目的とするものではなく、限られた資源の中で市民と行政が意識・情報を共有し、地域課題の解決を図ると同時に、「市民満足度の向上」に資する施策を定めたもので、行政経営改革審議会の意見を最大限に尊重して整理しています。

改革や見直しには、「痛み」が伴う場合も少なくありません。しかし、厳しい現状を克服し、次代の庄原市を創造するためには欠かすことのできない取り組みであると確信しており、市民の皆さんの一層のご理解ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本大綱の策定にあたり、長期間にわたって熱心な議論をいただいた行政経営改革審議会の委員をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力をいただいた多くの市民の皆さんにお礼を申し上げます。

平成26年5月

庄原市長 木 山 耕 三

I 基本的事項

1. 趣旨

行政経営改革は、行政機関が経費の縮減や効率的なサービスの提供などを目的として取り組む制度改革・事務改善に、民間企業が有する「経営の視点」を加えることを意図しており、この大綱は、その行政経営改革に関する基本計画となります。

本市では、合併直後の平成17年度に「第1期・庄原市行政経営改革大綱」を策定しましたが、既に対象年度が終了しており、今回、第2期の大綱を策定し、より効果的かつ効率的な自治体経営、未来を見据えた行政機能の向上に取り組みます。

2. 基本方針

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

この趣旨を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

- (1) 同じ行政サービスであればコストを削減し、同じコストであれば行政サービスの向上を図る。
- (2) 地方分権が進展する中で基礎自治体が担う役割を果たすため、限りある資源(人材・財源・資産等)を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を発揮する。

3. 取り組み項目の設定視点

社会環境・経済状況等の変動に伴い、地方分権社会に対応できる自治体経営が求められていることから、次の視点をもって取り組み項目を設定します。

- (1) 地方分権改革に即した自治体経営
市が自主的・総合的な行政運営を担うことを前提とした仕組みづくり
- (2) 将来を見据えた財政基盤を確立する自治体経営
経済変動や社会構造の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政基盤づくり
- (3) まちづくり基本条例を尊重した自治体経営
庄原市まちづくり基本条例を基底としたまちづくり

参考

庄原市まちづくり基本条例（抜粋）

前文 ～前略～

庄原市は今、厳しい中山間地域の現実に直面しており、私たちは、これまで以上に「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、参画と協働による元気なまちづくりを進めていく必要があります。

ここに私たちは、これからの庄原市における「市民が主役のまちづくり」をさらに進めるために、庄原市まちづくり基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、～中略～ 参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

（位置付け）

第2条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とします。

2 各主体は、まちづくりに取り組むときは、この条例の趣旨を尊重するものとします。

～略～

（市民の権利）

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。

3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

（市民の責務と役割）

第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。

～略～

（市長の責務）

第8条 市長は、この条例に基づいて、公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進するものとします。

2 市長は、市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において必要な施策を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するものとします。

3 市長は、まちづくりの課題に的確に対応できる職員を育成するものとします。

（市職員の責務）

第9条 市職員は、まちづくりに関する情報の収集、課題の把握および企画能力の向上を図るものとします。

（市民の参画と協働）

第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。

～略～

（健全な財政運営）

第11条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の確保および健全な財政運営を行うものとします。

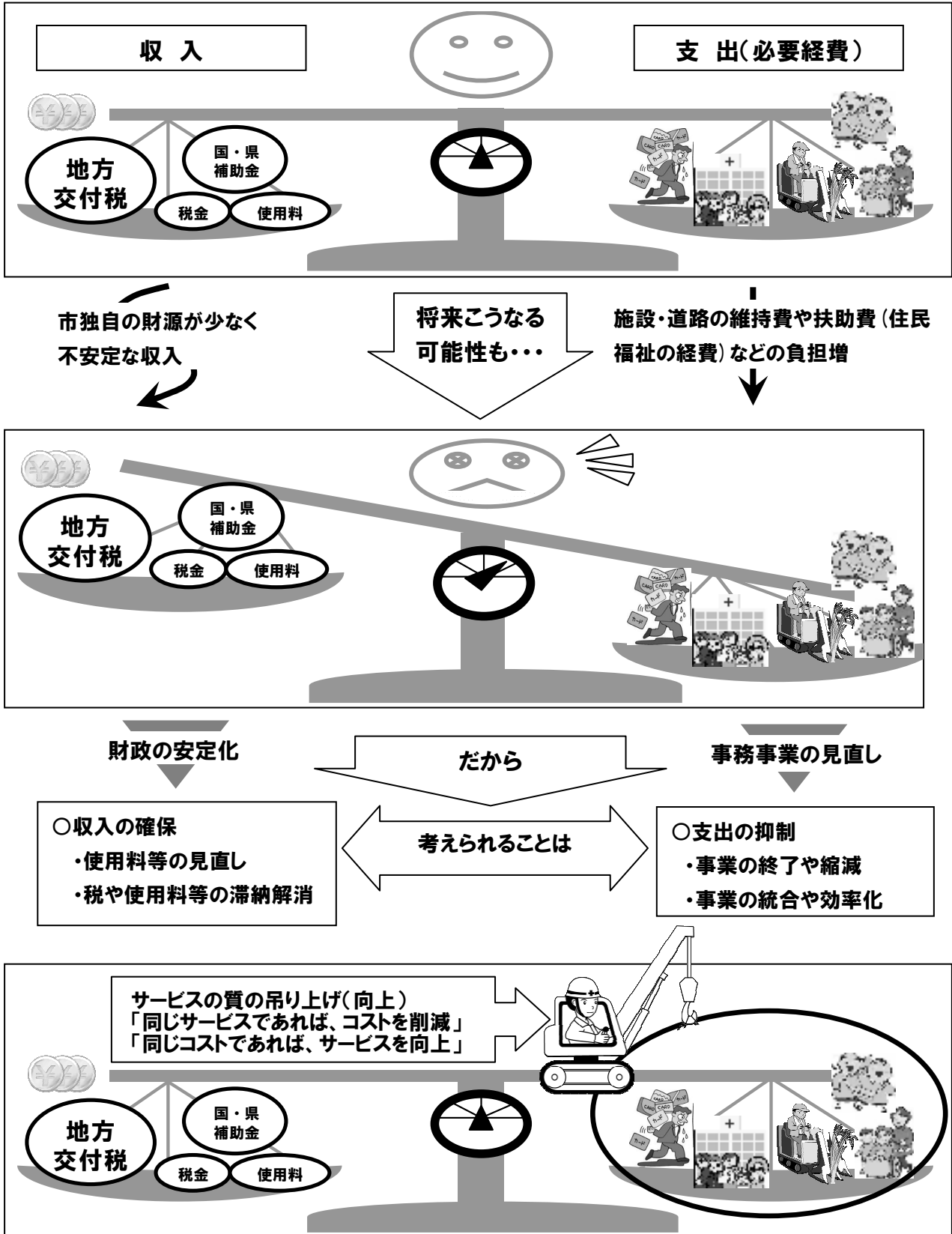
（施策の評価と公表）

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

～以下略～

4. 自治体経営と行政経営改革

次のとおり、行政経営改革は、自治体経営の基本となる「収入と支出のバランスを保つこと」に加え、行政サービスの向上を図る取り組みです。



5. 目標

「限りある資源の中での市民満足度の向上(しあわせづくり)」を目標とし、当面の目標数値は、庄原市長期総合計画に掲げる各項目の満足度の割合とします。

■長期総合計画における平成27年度の目標指標(満足度割合を目標とした主な事項)

	項目	平成17年度	平成25年度	平成27年度
1	自治振興区の活動体制や活動状況	16.6%	26.8%	40.0%
2	農林業生産基盤の整備	6.9%	7.8%	30.0%
3	就業先の確保(地元企業の育成や企業誘致など)	1.5%	2.4%	30.0%
4	観光振興(自然環境や歴史、文化などの活用)	12.4%	15.0%	30.0%
5	ゴミ対策やリサイクルの推進	16.9%	40.1%	40.0%
6	地域生活交通の運行(バスや市民タクシーなど)	18.8%	29.6%	40.0%
7	子育て支援サービス(保育所の整備・運営など)	14.3%	26.0%	30.0%
8	高齢者の在宅介護サービス	19.6%	22.0%	40.0%
9	障害者の就労支援や外出支援	7.3%	11.0%	30.0%
10	保健サービス(母子保健や健康づくりなど)	15.0%	22.0%	40.0%
11	医療体制の確保(医療機関の整備、休日診療など)	12.5%	28.2%	30.0%
12	スポーツ施設の整備	24.3%	26.2%	50.0%

6. 対象期間

第2期大綱の対象期間は、平成26年度から平成32年度末(普通交付税が一本算定に移行する年度の年度末)までの7年間とし、別途、実施計画を作成します。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第2期・庄原市行政経営改革大綱及び実施計画の対象期間

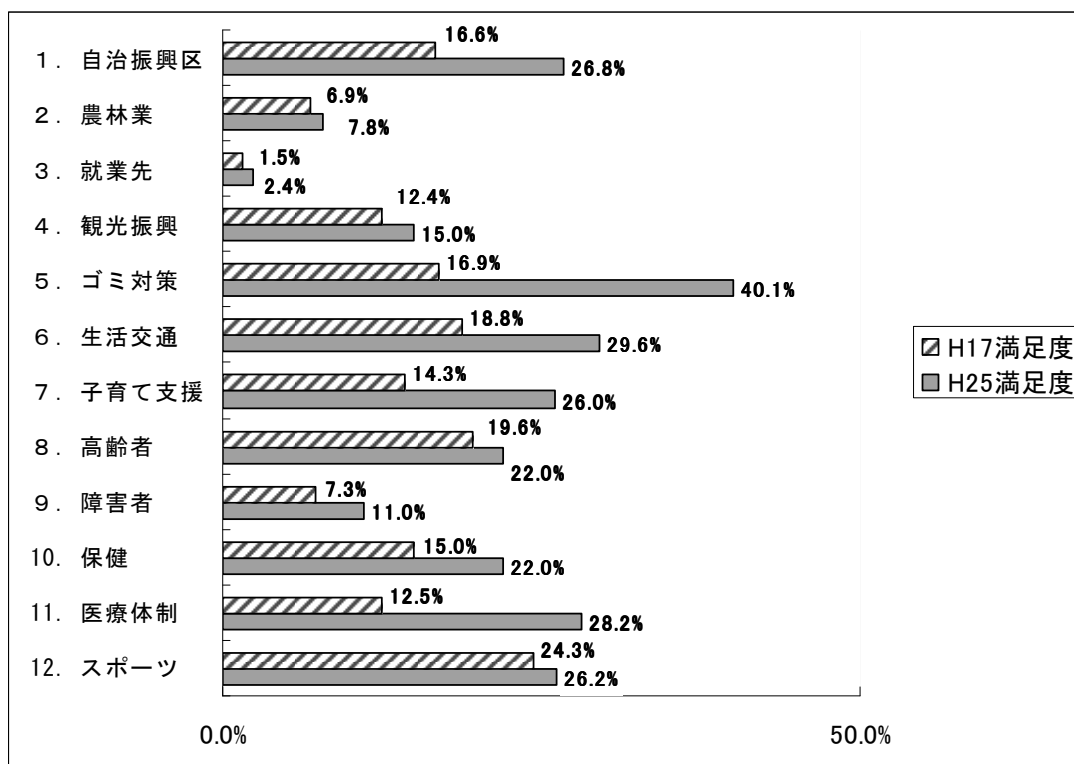
II 第1期行政経営改革の点検

1. 第1期行政経営改革の実績と成果

本市では、危機的な財政状況や地方分権社会の到来に対応するため、平成17年度から平成21年度末までの5年間を対象期間とした「庄原市行政経営改革大綱」を策定し、受益者負担の見直し、職員定数の適正化などに取り組んできました。

結果として、大綱に掲げた10計画27項目のうち、約81%の22項目について概ね実施・完了し、計画策定以前の平成16年度と比較すると、5年間累計で約128.6億円の歳入確保・経費削減・経費抑制という財政面での成果を得ています。

■ 市民アンケートにおける「たいへん満足」「満足」の回答割合



■ 平成17年度から平成21年度末までの累計効果額

大項目	小項目	歳入の確保	歳出の削減
1. 行政評価の推進	(1)行政評価システムの構築		
2. 組織機構・職員定数	(1)行政組織の再編整備		22,348千円
	(2)職員定数の適正化（定員適正化計画の策定）		2,395,296千円
3. 職員給与	(1)職員給与等の適正化		319,553千円
4. 職員の意識改革及び能力開発	(1)人材育成基本方針の策定		
	(2)人事評価制度の導入		
5-1. 財政の健全化	(1)総括的事項		
	(2)職員等給与の削減による一般財源の確保		3,047,655千円
5-2. 財政の健全化（歳入の確保）	(1)受益者負担の適正化（施設使用料を含む）	273,545千円	
	(2)未利用財産の活用	60,658千円	
	(3)収納率向上と入湯税統一課税	85,844千円	
5-3. 財政の健全化（歳出の抑制）	(1)補助金の見直し		119,406千円
	(2)委託料の適正化		2,238,193千円
	(3)公共工事のコスト縮減		3,006,442千円
6. 民間委託の推進	(1)事務事業（施設管理を除く）の民間委託		14,130千円
	(2)公の施設の管理運営形態の見直し（指定管理者制度の導入）		594,193千円
7. 事務事業の見直し	(1)保育所の適正配置と民営化（指定管理者制度を含む）の推進		488,282千円
	(2)小中学校の適正配置		
	(3)生活交通確保体制の整備		20,096千円
	(4)投票時間の繰り上げ及び投票所の統合		25,578千円
8. 事務改善	(1)事務手続(申請等)の簡素化		
9. 公社・第三セクター等の見直し	(1)西城市民病院の健全経営		
	(2)公社・三セクター等の運営の見直し		151,996千円
10. 市民との協働	(1)情報公開と情報提供の推進		
	(2)市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大		
	(3)自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進		
	(4)まちづくり基本条例(仮称)の制定		
小計		420,047千円	12,443,168千円

効果額合計 12,863,215千円

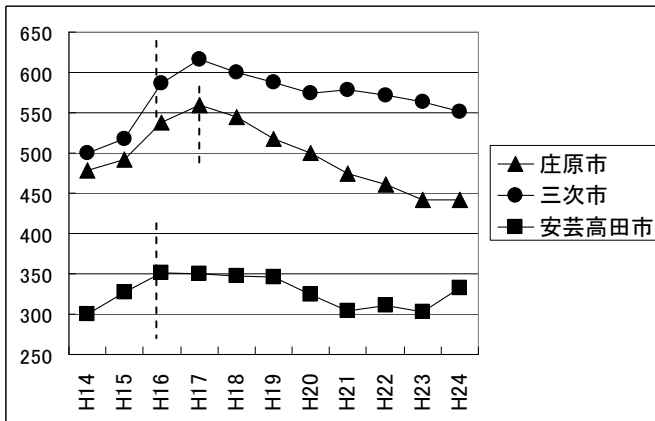
2. 本市の財政状況の推移

本市では、合併直後に「持続可能な財政運営プラン(平成18年度～21年度)」を策定し、市債の抑制をはじめとする財政の健全化に取り組んでおり、一定の成果・好転の兆しが見えつつあります。

しかし、依存財源の比率が高く、不安定な財政基盤であることが否めない状況の中、財政指標は県内でも下位に位置しています。また、消費税法改正に伴う地方消費税交付金への反映や国において検討されている地方交付税の制度改正の詳細が未だ不透明であることから、歳入構造の変化に連動した歳出の適正化を行うなど、弾力性のある財政運営が求められています。

【市債残高の推移】

(単位：億円)

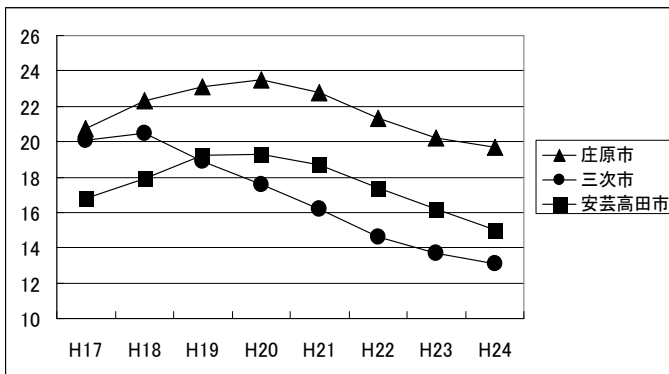


グラフ中の 〃 は、合併時を示す。

平成24年度末市債残高	
庄原市	442億円
三次市	551億円
安芸高田市	332億円

【実質公債費比率の推移】

(%)



実質公債費比率とは、

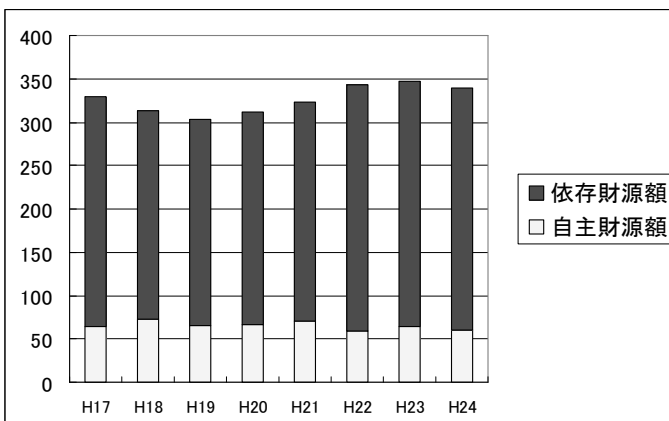
収入に対する負債返済の割合(3年間の平均値)を示す。数値が低いほど健全であり、18%以上だと、新たな借金をするために県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

平成24年度実質公債費比率

庄原市	19.7%
三次市	13.1%
安芸高田市	15.0%

【庄原市の歳入総額に占める依存財源の推移】

(単位：億円)



○依存財源とは、

国・県の基準に基づいて交付される又は割り当てられる財源で、地方交付税、国庫支出金、市債等が該当します。

本市では、総歳入の約80%が依存財源です。

○自主財源とは、

市が自ら得る財源で、市税、使用料、手数料等が該当します。

3. 第2期行政経営改革の項目設定

(1) 関係課ヒアリングによる検討

※ H24関係課ヒアリングでは、第1期の実績・成果及び今後の取り組みの方向性について意見を聴取

※ H25関係課ヒアリングでは、第1期の実績・成果を踏まえ、第2期での取り組みについて意見を聴取

第1期・小項目	達成区分	※関係課ヒアリング		第2期方針	第2期での取り組み概要
		H24	H25		
1-(1) 行政評価システムの構築	未達成	○	○	継続	第1期の未達成項目であり、導入を検討する。
2-(1) 行政組織の再編整備	達成	○	○	継続	組織再編は、常に時勢に適した体制を検討する必要がある、継続する。
2-(2) 職員定数の適正化(定員適正化計画の策定)	達成	○	○	継続	類似団体との比較、今後の財政状況等を踏まえ、新たな適正化計画を策定する。
3-(1) 職員給与等の適正化	一部達成	○	○	終了	
4-(1) 人材育成基本方針の策定	達成	○	○	終了	
4-(2) 人事評価制度の導入	未達成	○	○	継続	第1期の未達成項目であり、導入を検討する。
5-1-(1) 財政の健全化(総括的事項)	達成	○	○	継続	普通交付税の段階的な減額見込みを踏まえ、新たな財政計画を策定する。
5-1-(2) 職員等給与の削減による一般財源の確保	達成	○	○	終了	
5-2-(1) 受益者負担の適正化(施設使用料を含む)	達成	○	○	継続	継続して、多様な財源の確保策を検討する。
5-2-(2) 未利用財産の活用	達成	○	○	継続	継続して、未利用財産の有効活用を検討する。
5-2-(3) 収納率向上と入湯税統一課税	達成	○	○	一部継続	継続して、一層の滞納対策を検討する。
5-3-(1) 補助金の見直し	一部達成	○	○	継続	行政評価制度の活用のみならず、財政状況を考慮した基準の設定を検討する。
5-3-(2) 委託料の適正化	達成	○	○	継続	継続して、施設管理の最適化を検討する。
5-3-(3) 公共工事のコスト縮減	達成	○	○	終了	

第1期・小項目	達成区分	関係課 ヒアリング		第2期 方針	第2期・項目方針整理理由
		H24	H25		
6-(1) 事務事業(施設管理を除く)の民間委託	一部達成	○	○	継続	第1期末達成事項である事務事業の総点検を検討する。
6-(2) 公の施設の管理運営形態の見直し(指定管理者制度の導入)	達成	○	○	終了	
7-(1) 保育所の適正配置と民営化(指定管理者制度を含む)の推進	達成	○	○	終了	
7-(2) 小中学校の適正配置	達成	○	○	終了	
7-(3) 生活交通確保体制の整備	達成	○	○	継続	継続して、「再編計画」に掲げた財政負担の目標達成等について検討する。
7-(4) 投票時間の繰り上げ及び投票所の統合	達成	○	○	終了	
8-(1) 事務手続(申請等)の簡素化	達成	○	○	継続	継続して、事務の効率化とコスト削減を検討する。
9-(1) 西城市民病院の健全経営	達成	○	○	終了	
9-(2) 公社・第三セクターの運営の見直し	達成	○	○	終了	
10-(1) 情報公開と情報提供の推進	達成	○	○	継続	継続して、情報のバリアフリー化を検討する。
10-(2) 市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大	達成	○	○	継続	継続して、意見聴取の機会拡大を検討する。
10-(3) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	達成	○	○	継続	継続して、自治振興区との協働のあり方を検討する。
10-(4) まちづくり基本条例(仮称)の制定	達成	○	○	終了	

(2) 第2期行政経営改革における項目の整理

第1期・小項目	第2期・項目	※項目の主たる設定視点
1-(1) 行政評価システムの構築	1. 行政評価の推進	基本条例
2-(1) 行政組織の再編整備	2. 行政組織の再編整備	地方分権
2-(2) 職員定数の適正化(定員適正化計画の策定)	3. 職員数の適正化	地方分権
3-(1) 職員給与等の適正化	職員給与のあり方は、審議会からの答申に含まれる項目であるが、これまでも人事院勧告に沿った見直しやラスパイレス指数を参考にした取り扱いに努め、現在、適正な給与水準であると判断していること。今後も同様に取り組むことから対象項目としない。	
	4. 人材育成の推進	地方分権
4-(2) 人事評価制度の導入	5. 人事評価制度の導入	地方分権
5-1-(1) 財政の健全化(総括的事項)	6-(1) 安定的な財政運営(総括的事項)	財政
5-2-(1) 受益者負担の適正化(施設使用料を含む)	6-(2) 歳入の確保	財政
5-2-(3) 収納率向上と入湯税統一課税		
5-3-(1) 補助金の見直し	6-(3) 補助金・負担金の見直し	財政
5-2-(2) 未利用財産の活用	7-(1) 公有財産の最適管理(総括的事項)	財政
5-3-(2) 委託料の適正化		
	7-(2) 指定管理施設の最適運営	基本条例
7-(3) 生活交通確保体制の整備	8. 生活交通施策の見直し	基本条例
8-(1) 事務手続(申請等)の簡素化	9. 事務処理の簡素化・効率化	地方分権
	10-(1) 基本条例の実践	基本条例
10-(1) 情報公開と情報提供の推進	10-(2) 適切な情報提供	基本条例
10-(2) 市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大	10-(3) 市民の参画機会の拡大	基本条例
6-(1) 事務事業(施設管理を除く)の民間委託		
10-(3) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	10-(4) 自治振興区との協働	基本条例

※「項目の主たる設定視点」は、それぞれ下記の設定視点を示す。

地方分権：地方分権改革に即した自治体経営

財政：将来を見据えた財政基盤を確立する自治体経営

基本条例：まちづくり基本条例を尊重した自治体経営

III 策定体制と市民意見の反映

1. 庁内検討会議等

開催回数	開催日	主な内容
第1回 行政経営改革推進本部会議	平成25年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期 庄原市行政経営改革大綱」の基本方針(案)について ・策定スケジュールについて ・市民アンケートについて
第2回 行政経営改革推進本部会議	平成25年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期 庄原市行政経営改革大綱」の基本方針(案)について ・市民アンケートについて
市議会議員全員協議会	平成25年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期 庄原市行政経営改革大綱」の基本方針(案)について ・策定スケジュールについて ・市民アンケートについて
職員提案項目の募集	平成25年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期・大綱への掲載項目の職員提案募集
第1回 関係課ヒアリング	平成25年8月8日～ 8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み項目についてのヒアリング
管理職連絡会議	平成26年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市行政経営改革審議会答申報告
市議会議員全員協議会	平成26年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市行政経営改革審議会答申報告
第1回 行政経営推進会議	平成26年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期庄原市行政経営改革大綱(案)について
第2回 関係課ヒアリング	平成26年3月13日～ 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期庄原市行政経営改革大綱(案)について
第2回 行政経営推進会議	平成26年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期庄原市行政経営改革大綱(案)について ・第2期庄原市行政経営改革大綱実施計画について

2. 庄原市行政経営改革審議会(委員11人)の設置


■ 行政経営改革審議会の開催状況

開催回数	開催日	主な内容		傍聴者数
第1回	平成25年6月12日	(審議)	・委員委嘱 ・諮問 ・市民アンケートの実施について	3
第2回	平成25年10月17日	(提案)	・市民アンケートの集計結果報告 ・庄原市の財政状況について説明 ・行政評価の推進 ・職員数の適正化	2
第3回	平成25年10月24日	(審議)	・行政評価の推進 ・職員数の適正化	2
第4回	平成25年11月1日	(審議)	・行政評価の推進 ・職員数の適正化	5
		(提案)	・行政組織の再編整備・人材育成の推進	
第5回	平成25年11月14日	(審議)	・職員数の適正化 ・行政組織の再編整備 ・人材育成の推進	1
		(提案)	・人事評価制度の導入・職員給与の適正化 ・財政の健全化(総括的事項) ・歳入の確保	
第6回	平成25年11月21日	(審議)	・職員数の適正化 ・行政組織の再編整備 ・人材育成の推進 ・人事評価制度の導入 ・職員給与の適正化 ・財政の健全化(総括的事項) ・歳入の確保	2
		(提案)	・補助金・負担金の見直し ・公共施設の最適管理(総括的事項)	
第7回	平成25年11月29日	(審議)	・補助金・負担金の見直し ・公共施設の最適管理(総括的事項)	1
		(提案)	・指定管理施設の最適運営 ・生活交通施策の見直し ・事務の処理簡素化・効率化	
第8回	平成25年12月4日	(審議)	・指定管理施設の最適運営 ・生活交通施策の見直し ・事務の処理簡素化・効率化	0
		(提案)	・まちづくり基本条例の実践 ・適切な情報提供 ・市民の参画機会の拡大 ・協働の推進	
第9回	平成25年12月13日	(審議)	・まちづくり基本条例の実践 ・適切な情報提供 ・市民の参画機会の拡大 ・協働の推進	0
第10回	平成26年2月7日	(審議)	・答申内容の最終確認	2
答申	平成26年2月10日		・答申書の提出	

■ 行政経営改革審議会答申

平成26年 2月10日

庄原市長 木山 耕三 様

庄原市行政経営改革審議会
会長 野原 建一 

庄原市の行政経営改革について（答申）

平成25年6月12日付けで諮問を受けた本市の行政経営改革について、次のとおり答申する。

本市は、平成17年3月31日に合併を実現するとともに、平成18年3月には「第1期の行政経営改革大綱」を策定し、合併直後における受益者負担及び事務事業の見直し、職員定数の適正化、起債発行額の抑制など、多様な取り組みを推進されてきたところである。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化、地域産業の低迷が続く中、平成27年度以降の合併算定替えによる普通交付税の縮減によって、自治体経営は極めて厳しい局面を迎えることは明白であり、一層の行政経営改革が要請されるところである。

こうした実情を踏まえ、第2期の行政経営改革は、特に次の視点を持って大綱を策定され、市長の強いリーダーシップにより積極的な実施に努められたい。

- ・ 行政自ら危機意識と改革意識を持ち、行政財政運営を徹底的に検証すること。
- ・ 庄原市まちづくり基本条例の趣旨に則り、市民との情報共有、意識共有に努め市民主役のまちづくりを一層進めるための行政経営改革を推進すること。
- ・ 実施計画の策定及び推進体制を整備し、進捗管理を徹底するとともに、その結果をわかりやすく市民に公表すること。

なお、本答申は、各委員が様々な立場から限られた時間の中で、行政経営改革という重要課題に対し慎重審議を重ねたものであり、その趣旨を尊重し、第2期の庄原市行政経営改革に臨まれたい。

3. 市民アンケートの実施

(1) 調査対象

市内に住所を有する18歳以上の市民から3,000人を抽出

[抽出条件]

- 住民基本台帳の登載者を無作為に抽出
- 男女別、地域(旧市町)別の抽出数は、各年代の総人口における比率により算定
- 同一世帯の重複を避け、個人を抽出

(2) 調査の方法

郵送によるアンケート票の配布及び回収

(3) 調査の期間

平成25年7月1日から平成25年7月17日まで

(4) 回収状況 (票)

配布票数	回収票数	回収率	未達票数
3,000	1,480	49.3%	15

※配布票数には、未達票数を含む。

4. パブリックコメントの実施

(1) 募集対象

市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人・法人その他の団体のほか、行政経営改革大綱に利害関係を有するもの

(2) 募集の告知方法

広報しょうばら平成25年10月号掲載、市ホームページ掲載、防災無線等による放送告知

(3) 募集の方法

庄原市役所本庁・支所で窓口受付、郵送、電子メール、ファックス

(4) 募集の期間

平成25年10月21日から平成25年11月20日まで

(5) 受付結果 (件)

窓口受付	郵送	電子メール	ファックス	計
0	0	2	0	2

IV 項目別改革方針

1. 行政評価の推進

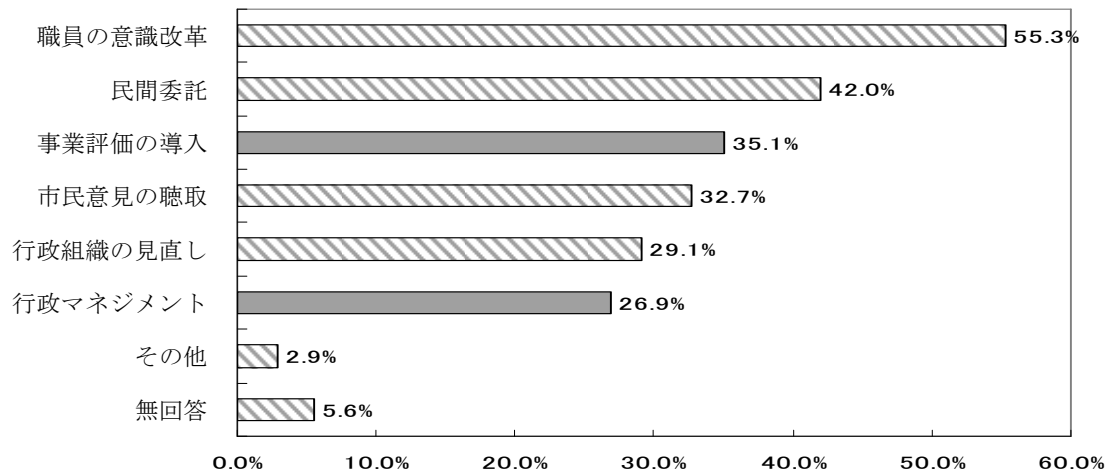
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
行政評価システムの構築	未達成	「主要施策の成果」における記述の整理、事務事業の一部見直し等は実施したが、行政評価システムについては、調査・研究にとどまっている。

② 市民アンケート

■ 効果的・効率的な行政運営に必要な取り組み



③ その他参考事項

■ 県内他市の行政評価システム導入状況

導入済	導入未	休止
広島市 呉市 三原市 尾道市 福山市 三次市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市	竹原市 庄原市	府中市

■ 庄原市まちづくり基本条例（抜粋）

（施策の評価と公表）

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

(2) 改革の要旨

市が実施している事務事業を客観的に評価し、次年度以降の取り扱いを検討することは、行政運営における基本的事項のひとつです。

本市での評価は、一部の事業を除き自己評価で完結していますが、まちづくり基本条例の趣旨も踏まえ、外部委員をはじめ市民の参画を得て、受益者・納税者・関係者などの多様な視点から評価・検証するシステムを構築します。

(3) 具体的な内容

① 本市独自のシステム構築

- ・ 市民モニター(インターネット、書面での意見募集)の活用をはじめ、幅広い分野・年齢層から外部委員を登用し、まちづくり基本条例に規定する市民参画を得た評価システムを構築します。なお、利用者、関係者、その他の市民で偏りのない評価とするため、市民モニターの登録促進に努めます。
- ・ 評価の視点は、優先度、認知度、有効性、受益者満足度、市民(納税者)納得度、代替性、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているかの7項目を基本とします。

② 適切な情報提供

- ・ 市民評価の前提として、積極的かつ適切な情報提供に努めます。

③ 評価指標の設定

- ・ 原則として、実績・成果それぞれの指標を設定します。
 - アウトプット(実績)指標
事業の活動量や活動実績(公共サービスの産出量)
会議やイベントの開催数、補助金の採択件数など
 - アウトカム(成果)指標
受益者や市民の視点から捉えた効果や効用の基準を設定
会議・イベントの参加者見込に対する実績比率や理解度、観光客の満足度など
- ・ 代替性の視点においては、行政、民間、地域、団体等の役割分担の最適化を重視します。

④ 評価結果の適切な活用

- ・ 事業の方向性は、多様な立場での評価を反映しつつ、本市における財政状況などの実情を考慮して決定します。
- ・ 行政評価が単に行政事務の合理化の手段とにならないよう留意します。

2. 行政組織の再編整備

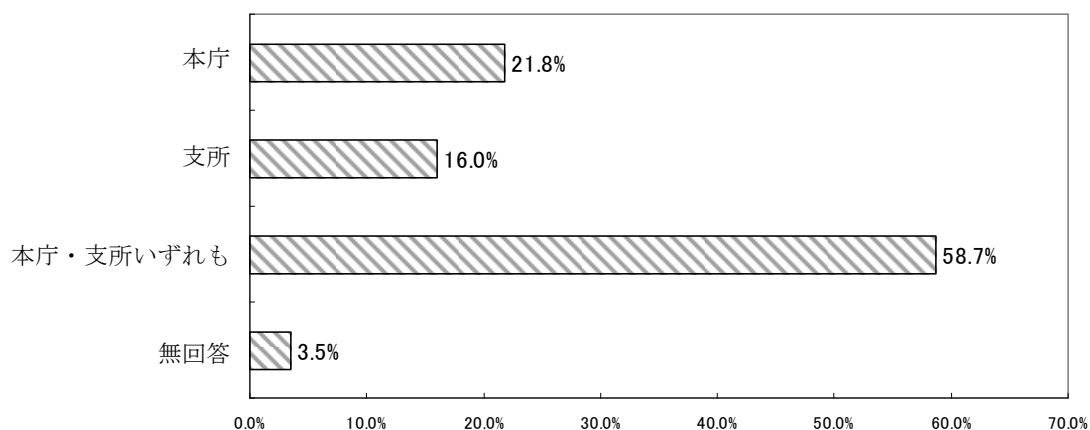
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
行政組織の再編整備	達成	支所機能の維持も考慮する中で、課・係の統合を含めた機能的・効率的な組織再編に取り組むとともに、管理職の削減目標(△8人)を達成した。

② 市民アンケート

- 職員数を減らすべきと回答された方(40.1%)のうち、本庁・支所どちらの職員を減らすべきと思いますか。



③ その他参考事項

- 本庁への職員配置状況の比較(保育所・学校・衛生施設・病院・出向等を除く)

比較項目	庄原市		三次市		安芸高田市	
	H17.4	H25.4	H16.4	H25.4	H16.3	H25.4
人口	45,678	39,223	61,635	56,404	34,439	30,676
総職員数	503	453	550	450	396	298
本庁職員数	273	300	406	363	265	259
本庁集約率	54.3%	66.2%	73.8%	80.7%	66.9%	86.9%

- 市長部局、支所の組織体制(H26.4)

比較項目	庄原市	三次市	安芸高田市
市長部局の部数等(支所除く)	0	9	6
市長部局の課数等(支所除く)	25	25	21
支所数	6	7	5
支所長職階	課長級	部長級	次長(部長級)

(2) 改革の要旨

社会環境の変化や新たな行政課題、多様な住民ニーズに対応するため、合併効果や意思決定の迅速化、支所機能のあり方を検討する中で、機能的・効率的な組織再編に取り組みます。

(3) 具体的な内容

① 職員配置

- ・ 各年度の目標定数を設定し、限られた人員で効果的な業務が実施できるよう、最適な配置に努めます。
- ・ 権限移譲等の新たな需要に伴う配置については、移譲の時期、項目、必要職員数等を踏まえて別に検討します。

② 組織・機構

- ・ 本庁と支所の機能分担及び本庁と支所、支所と支所の連携強化を踏まえつつ、より効率的な行政運営が可能となる組織体制を検討します。
- ・ 地方分権の進展、少子高齢化、複雑多様化する市民ニーズ等に対応できる機能・体制を整備します。
- ・ 当面、広大な区域面積を考慮した支所機能の維持を基本とします。
- ・ 本庁への機能集約は管理部門を基本とし、地域(支所管内)のサービス低下を招かないよう、戸籍・住民票、証明書等の交付業務、各種相談業務のほか、福祉、医療、健康推進等の分野については、特段の配慮に努めます。

③ 災害への対応

- ・ 大規模災害に対応できるよう、勤務場所にとらわれない機動的かつ効率的な体制を検討します。

3. 職員数の適正化

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
職員定数の適正化	達成	勸奨退職制度の実施等により、平成22年4月1日の職員数は、目標598人を上回る587人となった。

■ 各年度4月1日現在の職員数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
目標数(A)	667以内	653以内	646以内	631以内	616以内	598以内	587以内	587以内	587以内
実績数(B)	667	650	624	599	587	587	574	577	555
(B)-(A)	0	▲3	▲22	▲32	▲29	▲11	▲13	▲10	▲32

② 市民アンケート

■ 職員数について、今後どのようにすべきと思いますか。

減らすべき	現職員数維持	増やすべき	わからない、無回答
40.1%	30.4%	5.1%	24.4%

■ 職員数を減らすべきと思う理由 財政状況が厳しいため : 63.2%

■ 職員数を現状維持、増やすべきと思う理由 行政サービスの低下を懸念 : 74.3%

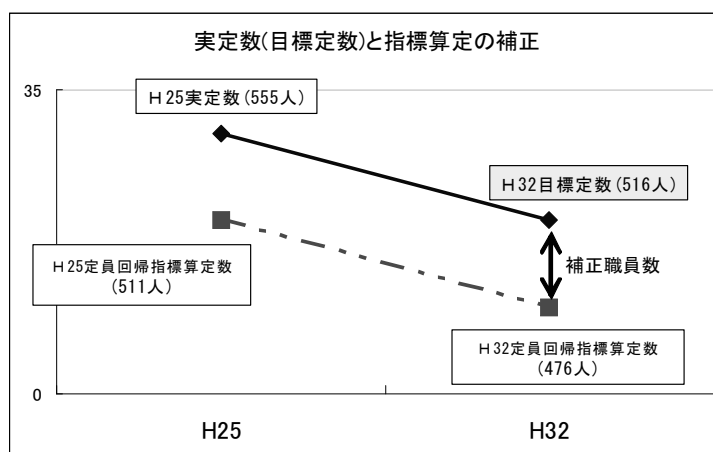
③ その他参考事項

■ 市民10,000人あたりの職員数(H24.4.1一般行政職/H24.3.31住基人口×10,000 単位:人)

庄原市	三次市	安芸高田市	新見市	真庭市	雲南市	全国の類似団体平均
113.82	89.38	96.15	91.49	94.02	99.11	71.70

■ 審議会答申の目標定数設定の考え方

- ・ 総務省が示した標準的な職員数を算出する手法のうち「定員回帰指標」を活用する。
- ・ 面積及び人口のみで単純に算出する。
- ・ 平成25年4月1日現在が適正な職員数とした上で、平成32年度の推計人口によって求めた定員回帰指標における職員数に、補正職員数を加える。(下図のとおり。)



(2) 改革の要旨

市民アンケートでは、「財政状況を考慮し、削減すべき」との意見が約40%を占める一方で、行政サービスの低下を懸念する意見も多くあることから、計画的な削減を前提としつつ、行政サービスを維持するために必要な職員を確保します。

なお、行政経営改革審議会からは、「平成33年4月の目標定数を516人以内(西城市民病院の病院技師職を除く総職員数)とすることが適当」との答申がなされており、その内容を踏まえて適正な目標職員数を設定します。

(3) 具体的な内容

① 「第2期・庄原市定員適正化計画」の策定

- ・ 第2期・庄原市定員適正化計画を策定し、その計画に沿って職員数管理を行います。

② 目標職員数の設定にかかる基本方針

- ・ 平成33年4月における目標職員数の設定は、次により整理します。
 - 総職員数(西城市民病院の病院技師職を除く)での設定
 - 人口の推移予測に基づく設定
 - アウトソーシング・事務事業の効率化策を踏まえた設定
 - 行政サービスの水準を維持できる人員の確保
 - 全国及び近隣同規模団体との比較を行い、著しく均衡を失さない範囲での設定

③ 目標職員数の見直し

- ・ 次の事情により、目標職員数と実態に著しい差異を生じることとなった場合は、行政経営改革審議会の意見を徴し、目標職員数の見直しを行います。

ア 削減補正要因

- 想定以上の事務事業の終了・縮減
- 想定以上のアウトソーシング導入や施設管理の見直し

イ 増員補正要因

- 新たな法定移譲事務の発生又は県からの移譲事務の増
- 法令等に基づく事務・事業の創設
- その他、将来にわたり安定的な行政運営を行うため必要と判断した場合

④ 考慮すべき事項

- ・ 協働や民間委託の可能性を模索します。
- ・ 施設管理については、指定管理・民間委託を推進します。
- ・ 再任用制度等を考慮した職員数管理を行います。
- ・ 組織機構の最適化や事務事業の効率化に努め、時間外勤務手当の増を招かないよう留意します。

4. 人材育成の推進

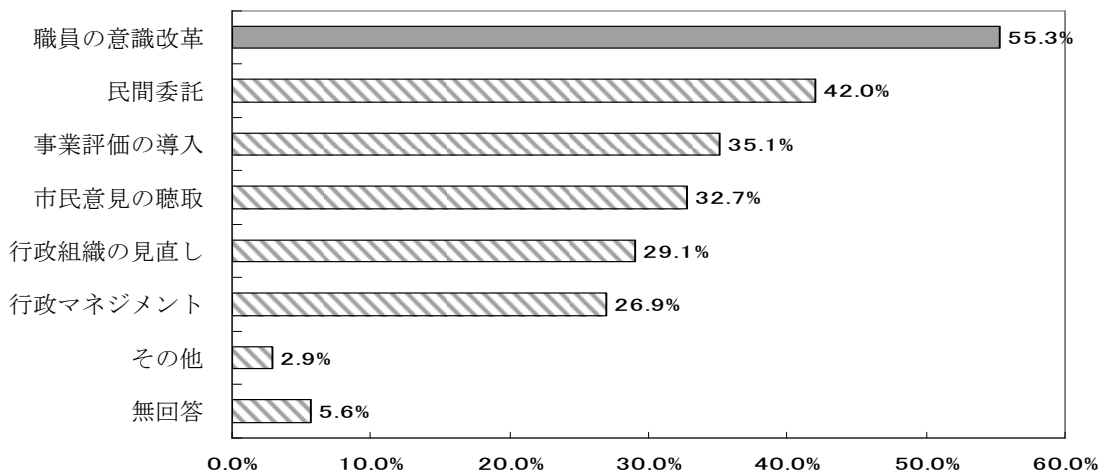
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
人材育成基本方針の策定	達成	平成19年度において、人材育成を、職員の採用から異動、昇任、研修、評価までのトータルなシステムととらえた「人材育成基本方針(総合計画)」を策定した。

② 市民アンケート

■ 効果的・効率的な行政運営に必要な取り組み



③ その他参考事項

■ 庄原市人材育成基本方針(平成20年3月策定の職員育成の基本計画)の概要

庄原市がめざすべき職員像は「市民起点・経営感覚・自律と創造」

項目	取組内容
人材確保	人物本位の採用試験への転換、多様な任用形態の整備、民間経験者の採用
人事配置	適材適所の人事配置、本庁・支所間の人事異動、ジョブ・ローテーション、庁内公募制度の実施、複線型人事制度の導入、男女共同参画の推進
職員研修	自己啓発の推進、職場研修の促進、職場外研修の充実、研修効果を高めるための取組
人事評価	人事評価制度の導入、評価基準等の開示、フィードバックミーティングの実施、評価者研修の実施、処遇への反映
組織風土・職場環境づくり	職員の意識改革、管理・監督者の意識改革、組織・職場目標の明確化、職場ミーティングの活性化
メンタルヘルス不全対策	メンタルヘルス不全に対する情報提供、セルフケアへの支援、ラインによるケアの推進メンタルヘルス不全による病気休職者等に対するサポート体制の充実、職場復帰支援

(2) 改革の要旨

多様化する行政ニーズに限られた人員で対応するためには、職員一人ひとりのスキルアップが不可欠であり、「庄原市人材育成基本方針」を基底とした職員育成の充実を図り、職員の総合的な資質向上・能力発揮に努めます。

(3) 具体的な内容

① 「人材育成基本方針・実施計画(仮称)」の策定

- ・ 職員への周知の徹底及び当該方針に沿った職員育成を着実に実施するため、実施計画を策定するとともに進捗管理を行います。

② 派遣研修

- ・ 他の地方公共団体、関係団体等への派遣研修を継続的に検討します。

5. 人事評価制度の導入

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
人事評価制度の導入	未達成	人事評価制度の導入に向けた評価者研修を実施したものの、導入には至っていない。

② その他参考事項

■ 県内の人事評価制度の導入状況（平成24年度）広島市を除く

導入有無	昇給・勤勉手当への反映	団体数	市町名
導入済	反映済み	4	東広島市 海田町 坂町 世羅町
	反映なし (任用管理などに活用)	11	呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 大竹市 廿日市市 府中町 熊野町 北広島町
導入未		7	<u>庄原市</u> 三次市 <u>安芸高田市</u> <u>江田島市</u> 安芸太田町 大崎上島町 <u>神石高原町</u>

※未導入団体のうち、安芸高田市、江田島市、神石高原町は、試行中

(2) 改革の要旨

庄原市人材育成基本方針に掲載された「評価結果に基づく人事配置や給与への反映」について、早期に対応します。

(3) 具体的な内容

① 人事評価制度の構築

- ・ 制度は、次の方針に沿って構築します。
 - 勤務成績を昇任、人事配置、昇給及び勤勉手当に反映できる制度
 - 能力評価と実績評価を柱とした制度
 - 客観性、透明性、公平性の確保に留意

② 人材育成の観点からの評価制度

- ・ 自己評価に加え、目標志向型の評価制度を検討します。

③ 試行実施

- ・ 状況に応じて試行を実施し、結果を踏まえて本格導入を図ります。

6-1. 安定的な財政運営(総括的事項)

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項 目	達成区分	実績概要
財政の健全化 総括的事項	達成	「持続可能な財政運営プラン」、「公債費負担適正化計画」を策定し、その着実な実施により「実質公債費比率」等の財政指標が改善した。

② その他参考事項

■ 庄原市まちづくり基本条例(抜粋)

(健全な財政運営)

第11条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の確保および健全な財政運営を行うものとします。

■ 県内他市との財政状況の比較

・ 自主財源比率(平成24年度)

(歳入に占める自主財源の割合)単位：%

No.	市名	比率	備考
1	福山市	55.7	
2	大竹市	50.8	
3	広島市	49.8	
4	東広島市	48.7	
5	廿日市市	46.8	
6	竹原市	46.2	
7	呉市	45.3	
8	尾道市	43.5	
9	三原市	40.5	
10	府中市	37.0	
11	江田島市	29.7	
12	三次市	25.6	
13	安芸高田市	19.4	
14	庄原市	17.6	

・ 経常収支比率(平成24年度)

(経常経費に要する一般財源/一般財源)単位：%

No.	市名	比率	備考
1	福山市	87.9	
2	安芸高田市	89.0	
3	江田島市	91.5	
4	三原市	93.2	
5	東広島市	93.4	
6	尾道市	93.8	
7	三次市	94.0	
8	府中市	94.4	
9	庄原市	94.9	
10	呉市	95.3	
10	廿日市市	95.3	
12	大竹市	95.5	
13	広島市	96.8	
14	竹原市	99.0	

・ 財政力指数(平成24年度)

(自治体の財政力を示す指標 標準的な税収入額/標準的な財政必要額)

No.	市名	指標	備考
1	大竹市	0.86	
2	東広島市	0.82	
3	福山市	0.80	
3	広島市	0.80	
5	廿日市市	0.67	
6	三原市	0.63	
7	竹原市	0.62	
8	呉市	0.60	
8	尾道市	0.60	
10	府中市	0.48	
11	江田島市	0.36	
12	三次市	0.33	
12	安芸高田市	0.32	
14	庄原市	0.26	

・ 実質公債費比率(平成24年度)

(地方債の許可制限指標)単位：%

No.	市名	比率	備考
1	福山市	6.6	
2	東広島市	7.6	
3	竹原市	8.6	
4	尾道市	9.4	
5	江田島市	9.9	
5	廿日市市	9.9	
7	三原市	10.5	
8	呉市	12.6	
9	三次市	13.1	
10	府中市	13.3	
11	安芸高田市	15.0	
12	広島市	15.9	
12	大竹市	15.9	
14	庄原市	19.7	

(2) 改革の要旨

過去の財政分析、将来予測をわかりやすく示す中で、すべての職員・市民が「本市の財政指標は他団体と比較して低位にある」という状況を再認識し、歳入の確保、歳出の抑制に努めつつ、安定的・持続的な財政運営に努めます。

(3) 具体的な内容

① 「財政計画(仮称)」の策定

- ・ 合併特例措置の段階的縮減による普通交付税の減額を踏まえた「財政計画(仮称)」を速やかに策定します。
- ・ 依存財源の比率が高く、不安定な財政基盤である本市の状況に応じた計画とします。
- ・ 計画及び毎年度の進捗状況を行政経営改革審議会に報告します。

② 企業会計等

- ・ 企業会計・特別会計への繰出基準の明確化を図ります。
- ・ 各会計の総合的な健全化施策に取り組みます。

③ 情報提供

- ・ 市民に本市の財政状況をわかりやすく公表し、理解を求めます。

④ その他

- ・ 道路、下水道等のインフラ更新費用を対象とした基金造成を検討します。

6-2. 安定的な財政運営(歳入の確保)

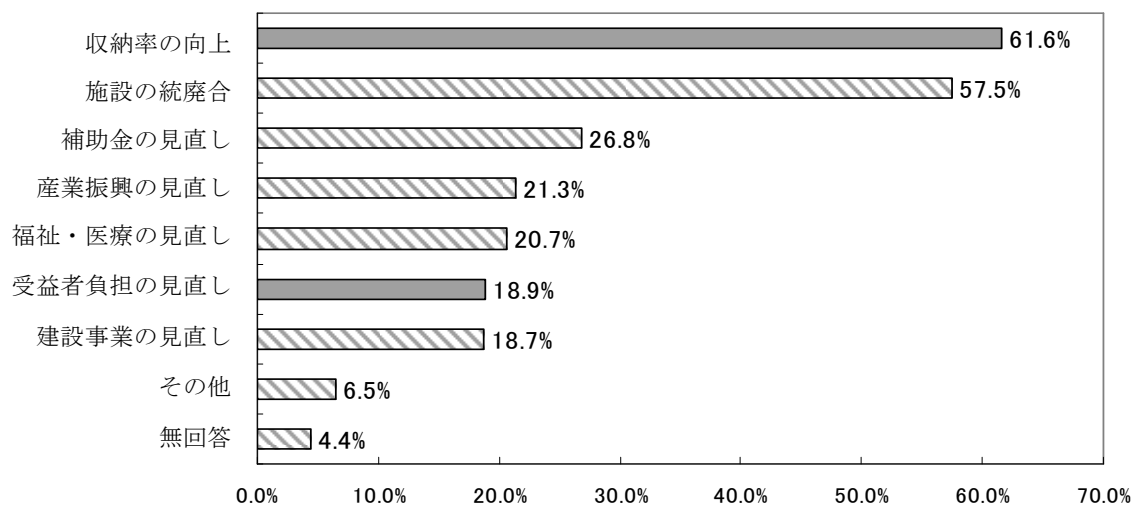
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
財政の健全化 歳入の確保	達成	上下水道料金・施設使用料など、旧市町制度の統一と料金体系の見直しを行った。 また、市内全域で入湯税の課税を開始するとともに、「市税等収納対策本部」を設置するなど、全庁的な徴収体制の強化、収納率の向上に努めた。

② 市民アンケート

■ 健全な財政運営を維持するために必要と思われる取り組み



③ その他参考事項

■ 市税等の収納率の推移

平成24年度末の収入未済額 721,272千円

(単位：%)

収入項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市税	86.7	86.7	87.6	86.9	95.0	94.1	93.8	92.9
市立保育所保育料	93.6	91.2	89.6	87.6	89.3	88.3	88.5	88.5
私立保育所保護者負担金	99.9	98.5	98.2	96.7	97.1	94.7	97.6	97.9
保育時間特別負担金	81.5	74.6	57.1	61.3	57.2	55.4	63.6	67.2
市営住宅使用料	87.6	86.8	88.4	88.5	87.8	87.7	88.1	89.0
国民健康保険税	87.5	87.5	88.5	84.5	85.0	85.1	86.9	86.3
後期高齢者医療保険料	-	-	-	99.5	99.4	99.4	99.3	99.0
介護保険料	99.0	99.0	99.1	99.1	99.1	99.0	98.9	98.8
公共下水道使用料	96.7	97.3	98.0	98.3	98.8	98.6	98.7	98.9
簡易水道使用料	98.4	98.4	98.7	98.6	98.5	98.3	98.2	97.5

(2) 改革の要旨

市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点で、納税者全体が納得できる使用料等の見直しを検討します。

また、多額の未収金については、早急に解消すべき重要課題であり、あらゆる対策に取り組みます。

(3) 具体的な内容

① 多様な財源の確保策

- ・ 多面的な収入確保策を検討します。
- ・ ふるさと納税については、本市出身者を中心に積極的なPRを行います。

② 使用料

- ・ 施設使用料は、適正な受益者負担の視点をもって有料を基本に見直しを検討します。
- ・ 簡易水道、下水道使用料は、企業会計への移行を念頭に料金体系の見直しを行います。

③ 滞納対策

- ・ 滞納者に対する行政サービスの制限及び法的措置を強化します。
- ・ 「滞納管理システム」を活用し、滞納情報を庁内で一元的に管理します。
- ・ 所管課における債権管理マニュアルの遵守を徹底します。
- ・ 市営住宅使用料等については、民間への徴収委託等を検討します。
- ・ 租税教育の実施など、住民生活における公金の意義に関する啓発を継続します。

6-3. 安定的な財政運営(補助金・負担金の見直し)

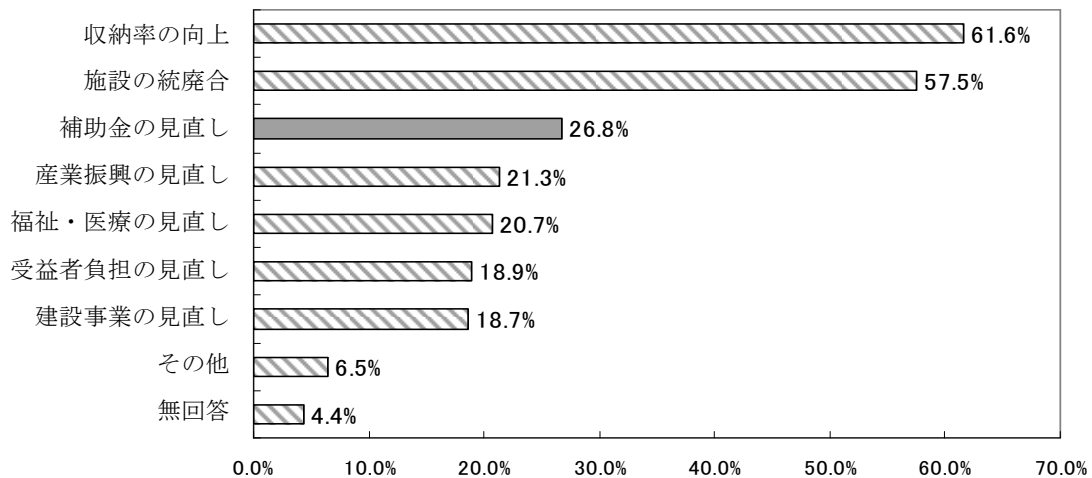
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
財政の健全化 補助金の見直し	達成	「持続可能な財政運営プラン」に沿い、予算措置での見直しを行った。

② 市民アンケート

■ 健全な財政運営を維持するために必要と思われる取り組み



③ その他参考事項

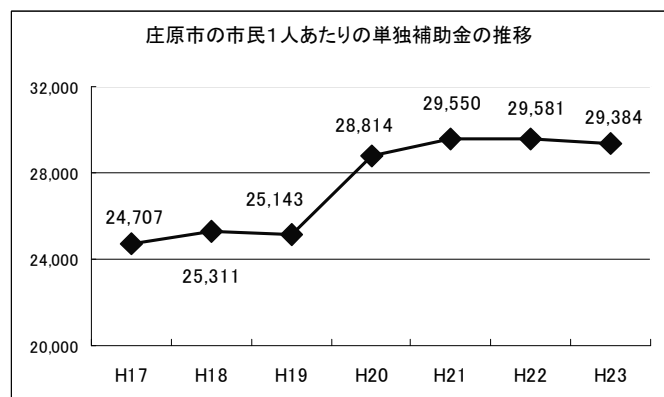
■ 市民1人あたりの単独補助金 (平成23年度決算/平成24年3月人口)

(単位:円)

No.	市名	金額	備考
1	庄原市	29,384	
2	大竹市	21,162	
3	三次市	19,084	
4	安芸高田市	16,657	
5	江田島市	13,643	
6	三原市	9,846	
7	尾道市	7,285	
8	東広島市	5,543	
9	府中市	5,392	
10	呉市	5,111	
11	廿日市市	4,833	
12	福山市	4,792	
13	広島市	4,551	
14	竹原市	4,515	

■ 庄原市の市民1人あたりの単独補助金の推移

(単位:円)



平成21年度は、定額給付金(給付対象者1人につき12,000円(65歳以上の者及び18歳以下の者8,000円加算)を全国民等に支給した制度)を除く。

(2) 改革の要旨

財政状況やサービスの公平性、行政責任、事業効果等の多面的な視点から、補助事業・負担金の支出について抜本的な見直しを行うとともに、補助金・負担金の支出状況を市民へ積極的に情報提供し、見直しへの理解を求めます。

特に補助金は、「交付すべきもの」ではなく「交付できるもの」との原点に立ち返り、市税等の収入額に応じた総量規制・基準設定などを検討し、増加の抑制に努めます。

■ 地方自治法(抜粋)

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(3) 具体的な内容

① 補助金

ア 新設

- ・ 補助金制度を新設する場合は、その必要性や効果等を十分に検証しながら、庁内の検討組織に諮り判断します。

イ 見直し

- ・ 既存の補助事業については、行政評価等を活用して常に見直し、その必要性や効果に応じて廃止・縮小を検討します。
- ・ 評価内容は、随時、公表します。

ウ 補助団体の自立促進

- ・ 補助金等の収入比率が2/3以上の団体については、団体名及び補助金等の収入比率が高い理由の公表を検討します。
- ・ 補助団体の活動状況・運営状況を調査するとともに、類似団体との比較検討を行います。

エ 要綱の制定

- ・ 事業補助金については、個別の交付要綱(告示)の制定を原則とし、終期を設定します。

オ 審査・調査

- ・ 事業主管課及び財政主管課が連携し、事業執行状況について厳格な調査・審査を行います。

② 負担金

- ・ 市が負担すべき金額の積算根拠等を個別に審査します。
- ・ 団体等への加入負担金については、脱退を含めて加入の必要性を再検討します。

7-1. 公有財産の最適管理【ファシリティマネジメント】（総括的事項）

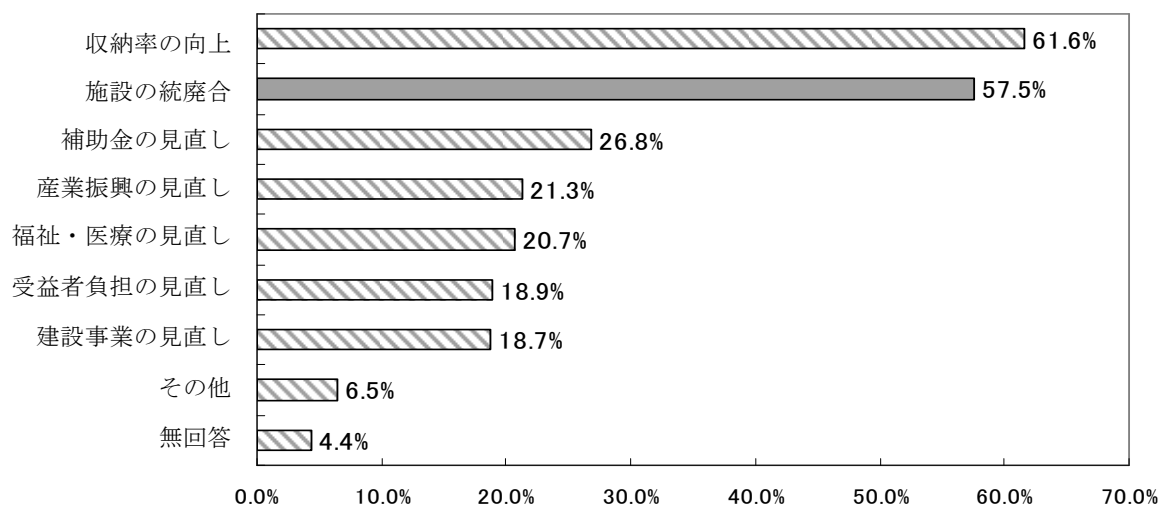
（1）参考事項

① 第1期大綱の実績概要

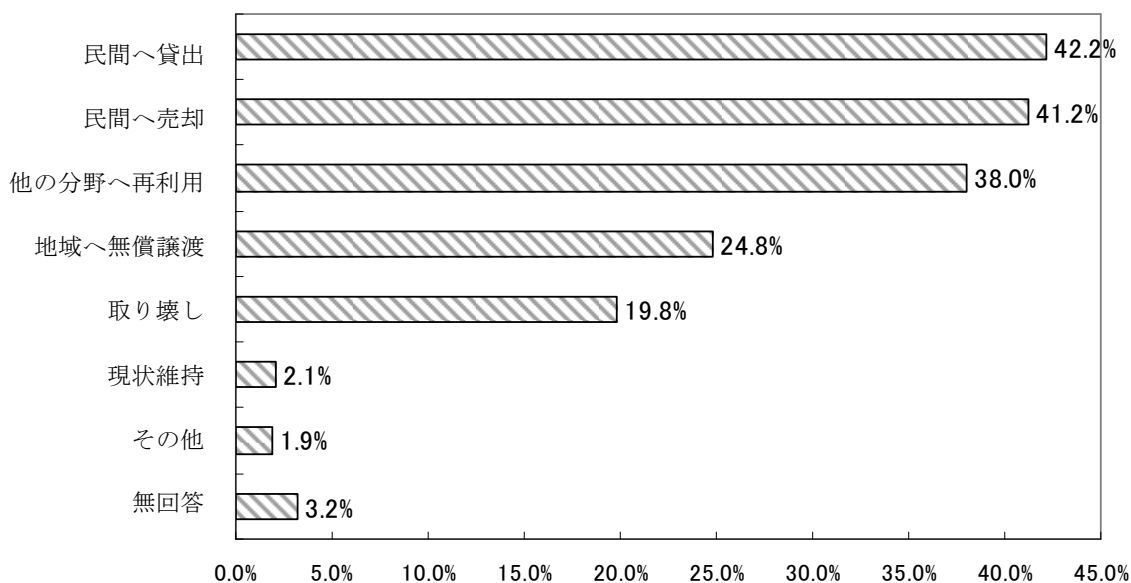
項目	達成区分	実績概要
財政の健全化 ・未利用財産の活用	達成	法定外公共物（里道・水路）の売却やいざなぎ工房工芸品の売却、公共財産への広告事業等の実施により、自主財源の確保に努めた。
財政の健全化 ・委託料の適正化	達成	委託料の適正化については、施設清掃等管理業務の見直しにより経常経費の抑制が図られた。

② 市民アンケート

■ 健全な財政運営を維持するために必要と思われる取り組み



■ 未利用施設（旧公共施設）や利用の少ない施設の今後の管理・活用について



(2) 改革の要旨

市民ニーズや経済成長に合わせて整備された公共施設は、今後、大規模改修や建替え時期を迎えることから、整備経費の増大が避けられない状況にあります。

一方で、これまでの公有財産管理は、施設ごとに活用策や維持管理方針を決定していましたが、最少の経費で最大の効果を発揮しなければならない責務を踏まえ、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点に立った公有財産の最適管理(ファシリティマネジメント)に取り組みます。

(3) 具体的な内容

① 基本方針の策定

- ・ 公有財産(普通財産を含む)の利活用方針及び利活用・施設管理計画(改修と財政負担の平準化ほか)を策定します。
- ・ 類似施設との比較や委託業務の最適化を検討し、コストの削減に努めます。

② 公有財産の把握

- ・ 財産の基礎データや維持コスト等のファシリティ情報をデータベース化して管理します。
- ・ データベース化及び利活用方針等の策定に複数年を要する場合は、所管部署において統合・廃止する施設を選定し、個別に対応します。

③ 未利用財産の活用

- ・ 未利用財産については、次の事項を含め、利活用方針等に沿って売却や貸付等を決定します。
 - 住民組織への譲渡又は貸与の優先
 - 活用が期待できる団体への情報提供
 - 民間宅地建物取引業者への媒介業務委託の検討
 - 危険防除等のやむを得ない場合を除き、公費負担は行わない。

④ 施設の統廃合及び地元移管

- ・ 類似施設の統合やニーズ縮小による機能廃止についても検討します。
- ・ 地元が管理することが適当な施設(集会所等)については、諸条件が整い次第、維持・管理経費は地元が負担することを前提に移管します。

7-2. 公有財産の最適管理【ファシリティマネジメント】(指定管理施設の最適運営)

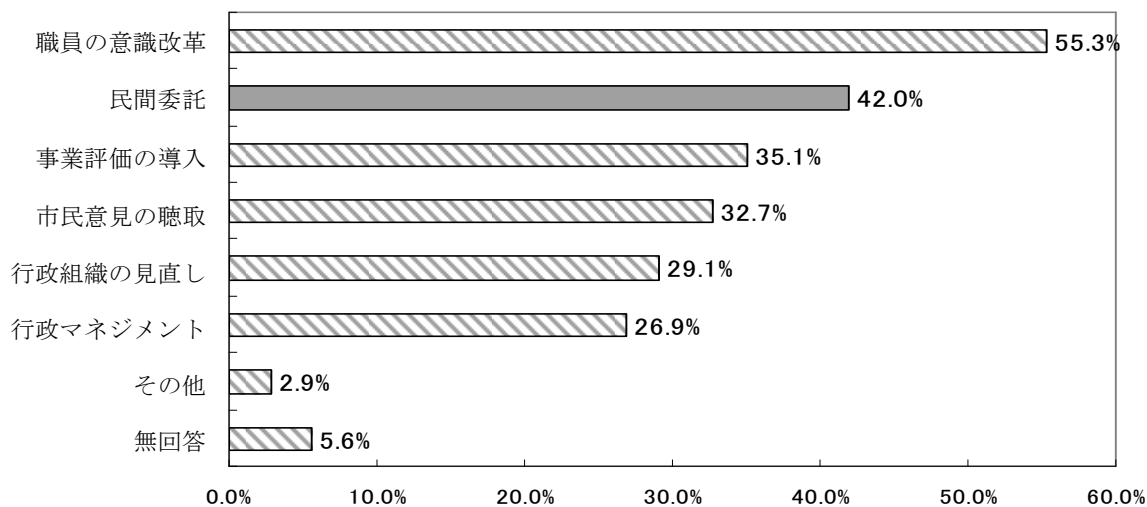
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
公の施設の管理運営形態の見直し(指定管理者制度の導入)	達成	平成22年4月1日現在で、194施設(H25.4.1:185施設)に指定管理者制度を導入した。

② 市民アンケート

■ 効果的・効率的な行政運営に必要な取り組み



■ 自由意見欄への意見

- ・ 指定管理料の見直し
- ・ 指定管理者職員の就労環境の改善
- ・ 指定管理施設の管理運営状況が適正であるか十分検証すること

(2) 改革の要旨

指定管理者制度は、適当と判断される施設への導入・適用がおおむね終了し、サービスの向上、管理事務の効率化、維持経費の縮減などに一定の成果・効果が得られています。

今後は、指定管理施設を対象にモニタリングを導入し、管理・運営のチェック体制を確立します。

(3) 具体的な内容

① 適切な管理運営

- ・ 指定管理施設についても、市には設置者としての責任があることから、指定管理者との連携のみならず、同管理者に対して適切な指導監督、必要な助言・提案を行います。
- ・ 指定管理者の公募においては、競争性・公平性・透明性を確保するとともに、地域実情にも配慮します。
- ・ 指定管理料については、定期的に積算基準の見直しを行います。

② モニタリングの実施

- ・ モニタリングを導入・実施し、その結果を市民に公表します。
- ・ 市、指定管理者、利用者の視点に加え、「施設を利用する機会がない又は少ない市民」の意見を反映できる制度となるよう検討します。
- ・ 評価にあたっては、管理状況だけでなく、施設利用の促進策、営業実績等を含め、総合的に評価します。

③ 管理運営の見直し等

- ・ 公の施設における管理運営のあり方については、施設の設置目的、指定管理者の業務範囲、実情・課題等を踏まえ、随時、見直しに努めます。

8. 生活交通施策の見直し

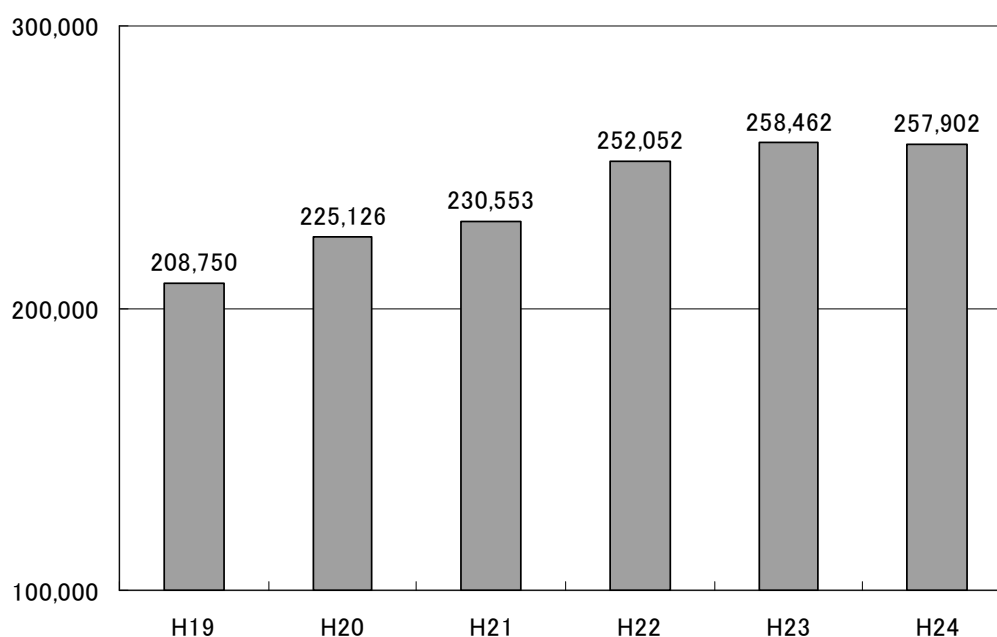
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
生活交通確保体制の整備	達成	「庄原市生活交通ネットワーク再編計画」を策定し、順次、見直し・再編を進めた。

② その他参考事項

■ 生活交通対策(バス運行)補助金等の推移(単位:千円)



■ 小学校通学補助事業(スクールバス運行事業を除く。)の概要

地域	通学方法	対象	補助金の額(月額)
庄原	バス	片道4km以上	通学用定期券相当額又は登校日の片道回数券相当額
西城	定期バス	片道3km以上	通学用定期券相当額
口和	徒歩	片道4km以上	1km当たり2,500円を通学距離に乗じて得た額
口和	定期バス	金田地域	通学用定期券相当額から4分の1の額を控除した額

(2) 改革の要旨

市が実施又は支援する生活交通施策への負担額は、平成24年度で2億5,790万円となり、平成27年度末を終期とする庄原市生活交通ネットワーク再編計画に掲げた目標額2億円の達成は、極めて難しい状況にあります。

一方、利用者の減少に伴うバスの減便をはじめ、市民の身近な移動手段の確保が、ますます厳しい状況となっていることから、全市的な視点で生活交通のあり方を再検討し、再編計画に掲げた目標値も踏まえつつ、抜本的な改革・見直しに取り組みます。

(3) 具体的な内容

① 生活交通のあり方の検討

- ・ 再編計画の実施効果を検証するとともに、第2期計画の策定を前提に、対策や施策を検討します。
- ・ 総合的なまちづくりの視点から、公共負担と市民負担のあり方については、経営改革、福祉推進の両面から慎重に検討します。
- ・ 地域ニーズを的確に把握する中で、定期バス運行の形態にとらわれず、次の事項を踏まえながら、財政負担と市民の利便性を考慮した最適な運行体系を検討します。
 - 財政状況に関する市民理解の促進と、持続可能な生活交通の再編整備
 - 市民の意見聴取と十分な議論及び地域ニーズの的確な把握
 - 地域住民を主体とする検討組織の整備・充実

② 通学・通園支援

- ・ 合併後の未調整項目である「小中学校遠距離通学支援」については、公平性及び地域事情を踏まえつつ、新たな統一方針の策定及び適用を検討します。
- ・ 生活交通対策と連携し、保育所・小学校の輸送手段(スクールバスほか)について、最適化を検討します。

③ モビリティ・マネジメント(※)の推進

- ・ 高齢者、子どもを対象とした公共交通乗り方教室等の実施を支援します。
- ・ 啓発冊子や利用促進の広報、公共交通利用ガイドの作成などを検討します。

※ モビリティ・マネジメント【再編から利用促進へ】

「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の施策を意味するもので、都市部では交通渋滞や環境汚染対策、地方部では公共交通利用促進への効果が期待されています。

9. 事務処理の簡素化・効率化

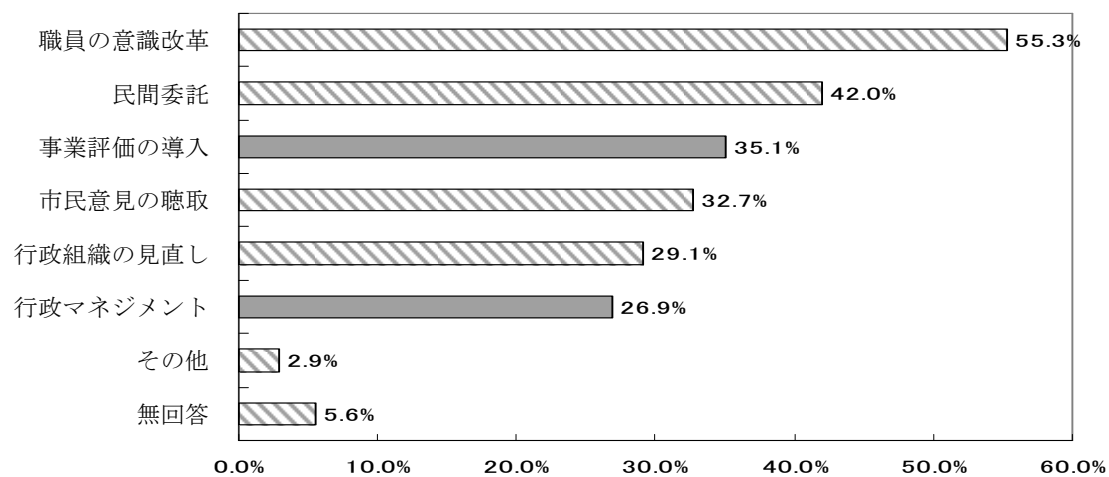
(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
事務手続(補助金申請等)の簡素化	達成	施設使用や補助金の申請書等を市ホームページへ掲載するとともに、市民広報に補助金申請ガイドを掲載する等、市民の利便性の向上に努めた。

② 市民アンケート

■ 効果的・効率的な行政運営に必要な取り組み



(2) 改革の要旨

施設利用申請書のホームページ登載や補助金申請ガイドの広報紙掲載など、事務処理の簡素化・効率化に取り組んでいますが、市民からは事務手続きの簡素化を求める声があり、一層の利便性向上及び経費節減を検討します。

(3) 具体的な内容

① インターネットの活用

- ・ インターネットを活用した手続きの簡素化・効率化を進めます。
 - 必要書類を市のホームページから入手できる仕組みの構築
 - 広島県市町電子システムの積極的な活用
- ・ 市ホームページについて、わりやすく、容易に利用できよう工夫・改善します。

② 事務処理の効率化とコスト削減

- ・ 一般事務処理マニュアルの作成や申請手続きの簡略化、類似する補助金等の統合など、事務処理の効率化を検討します。
- ・ 建設工事の早期発注に努めます。

③ わかりやすい行政の推進

- ・ ごみ収集や主なイベント、当番医(東城地域)などを掲載した、市の総合カレンダーの作成について検討します。
- ・ 本庁の市民生活課、支所の市民生活室は、市の総合窓口・総合案内の機能を有していることから、その機能充実を図るとともに、わかりやすいサイン表示等を工夫します。

10-1. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進(基本条例の実践)

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
まちづくり基本条例(仮称)の制定	達成	本市のまちづくりの最高規範として「庄原市まちづくり基本条例」を制定した。(平成24年4月1日施行)

② その他参考事項

■ 庄原市まちづくり基本条例(抜粋)

前文 ～前略～

庄原市は今、厳しい中山間地域の現実に直面しており、私たちは、これまで以上に「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、参画と協働による元気なまちづくりを進めていく必要があります。

ここに私たちは、これからの庄原市における「市民が主役のまちづくり」をさらに進めるために、庄原市まちづくり基本条例を制定します。

(用語の定義)

第3条 この条例において、用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) まちづくり 市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動および事業を意味します。
- (2) 参画 主体的に参加し、意思決定にかかわり行動することを意味します。
- (3) 協働 各主体がそれぞれの役割と責務のもと、対等な立場で共に考え、協力連携することを意味します。
- (4) 市民 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する個人、住民自治組織および事業者を意味します。
- (5) 住民自治組織 自治振興区や自治会など、一定の地域に生活する人が参加し、良好な地域社会の維持や発展を目的とした団体または組織を意味します。
- (6) 事業者 市内において営利または非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人、団体または組織を意味します。
- (7) 市 市のすべての執行機関を意味します。

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。

- 2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。
- 3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

(市民の責務と役割)

第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。

(市民の参画と協働)

第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。

(2) 改革の要旨

「市民が主役のまちづくり」を実践するため、市民及び市職員の意識改革・意欲向上に取り組めます。

また、既存事業とまちづくり基本条例の規定について、その適合性を点検します。

(3) 具体的な内容

① まちづくり基本条例の実践

- ・ 基本条例の計画的な実践を推進するため、実施計画となる「まちづくり行動計画(仮称)」を策定します。

② まちづくり基本条例の周知

- ・ 市民の参画意識の啓発、市職員の協働意識の向上に取り組めます。
- ・ 民間事業所の職員を対象とした研修や啓発事業に努めます。
- ・ 啓発は、市民の協力を得てスピード感を持って実施し、速やかな浸透を図ります。
- ・ より市民にわかりやすい啓発資料を作成します。

③ 施策の点検等

- ・ 施策推進に関し、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているか否かをチェックする体制を確立します。(行政評価ほか)
- ・ まちづくりプランナー・モニター制度の活用・充実を図ります。

10-2. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進(適切な情報提供)

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
情報公開と情報提供の推進	達成	庄原市ホームページのリニューアル、広報しょうばらの充実、市長定例記者会見等を実施している。

② その他参考事項

■ 庄原市まちづくり基本条例(抜粋)

(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。 2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。 3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。 (情報共有および個人情報の保護) 第14条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有を図るため、市の保有する情報を積極的に提供するものとします。 2 市は、情報を提供するにあたり、わかりやすく表現するとともに、市民が公正、公平に情報の提供を受けることができるよう努めるものとします。 3 略
--

(2) 改革の要旨

情報共有は、「まちづくり」において極めて重要な事項であり、協働のパートナーである市民との信頼関係を確立するため、積極的な情報の公開・提供に取り組みます。

(3) 具体的な内容

① 情報発信

- ・ ホームページ、電子メール等を活用し、情報の発信に努めます。
- ・ 情報の公開・提供に関する職員意識の醸成を図ります。
- ・ 市民の参画意識を醸成するため、問題提起型の情報提供に努めます。

② 情報のバリアフリー化

- ・ 市民が必要とすべき情報を必要とするときに入手できるよう、市ホームページの内容を充実するとともに、過去の情報を含め検索しやすい工夫を行います。

10-3. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進(市民の参画機会の拡大)

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大	達成	庄原市パブリックコメント手続実施要綱の制定や市政懇談会、出前トーク等を実施している。

② その他参考事項

■ 庄原市まちづくり基本条例(抜粋)

<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。</p> <p>(市民の責務と役割)</p> <p>第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。</p> <p>(市民の参画と協働)</p> <p>第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。</p>

(2) 改革の要旨

行政運営は、市民のニーズ、意見等を的確に把握し、各種施策に反映させることが基本となることから、各種委員の委嘱や会議出席のみならず、インターネットなどの多様な手法を検討し、意見聴取と参画機会の拡大に努めます。

(3) 具体的な内容

① 参画機会の拡大

- ・ 協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定します。
- ・ インターネットを活用した市民意見の聴取を積極的に行います。
- ・ 既存の制度についても効果的な周知及び積極的な活用を図ります。
- ・ ワークショップの募集、設置を推進します。

② フィードバック

- ・ 市民から寄せられた意見、提案に対し、市の考え方や施策への反映方針等を提示します。
- ・ 市民から寄せられた意見や質問に対し、迅速な回答に努めます。

10-4. まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進(自治振興区との協働)

(1) 参考事項

① 第1期大綱の実績概要

項目	達成区分	実績概要
自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	達成	合併後88の自治振興区が設立されたが、その後22振興区に再編された。また、公民館事業を含む自治振興センター化も完了し、地域づくりに関する総合的な調整機能や体制、活動拠点の整備が成された。

② その他参考事項

■ 庄原市まちづくり基本条例 (抜粋)

<p>(市民の責務と役割)</p> <p>第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。</p> <p>2 略</p> <p>3 住民自治組織は、地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるものとします。</p> <p>4 略</p> <p>(市民の参画と協働)</p> <p>第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。</p>
--

■ 庄原市自治振興区振興交付金交付要綱 (抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区及び自治振興区の連合体(以下「連合体」という。)に予算の範囲内において交付金を交付し、自治振興区の運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を推進するため、当該交付金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自治振興区等)</p> <p>第2条 この要綱において自治振興区とは、次の各号のいずれにも該当する住民自治組織であつて、市長が認めたものをいい、連合体とは複数の自治振興区によって構成される連合組織をいう。</p> <p>(1) 自主的な地域の課題解決と地域づくり活動等を行うもの</p> <p>(2) 区域、運営組織及び会費の徴収を定めた規約を有しているもの</p> <p>(3) 毎年度、事業計画書及び予算を作成し、決算の認定を行うもの</p>

(2) 改革の要旨

全域での自治振興区設立から8年が経過するとともに、当面の振興区再編及び自治振興センター化も完了し、地域づくりに関する総合的な調整機能や体制、活動拠点の整備が成されたところではあります。

今後においても、自治振興区相互の連携や行政との協働を進め、住民主体の地域づくりを促します。

(3) 具体的な内容

① 役割分担の明確化

- ・ 自治振興区、自治会の定義・要件等の明確化に取り組みます。
- ・ 行政と自治振興区の役割や協働のまちづくりの具体的なルールを設定します。

② 協働関係

- ・ 事務事業の総点検を行い、自治振興区との積極的な協力・連携を模索します。

③ 各主体の連携強化

- ・ 庄原市自治振興区連合協議会の組織強化を支援します。
- ・ ネットワーク・サポート(自治振興区相互及びまちづくり関係団体との連携)体制の充実を図ります。

④ 自治振興交付金

- ・ 定期的に交付金総額を見直すとともに、地域実情、社会情勢、加えて活動内容の変化に対応した算定のあり方についても検討します。
- ・ 交付金の活用状況について、モニタリングを実施します。
- ・ 自治振興区から自治会へ交付された交付金についても、チェック体制を検討します。

第2期 庄原市行政経営改革大綱

平成 26 年 5 月

庄原市 企画課